

さいたま市告示第1484号

熊本地震による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおりとする。

平成28年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

平成28年4月27日付さいたま市告示第624号において別途さいたま市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（法人の市民税及び市たばこ税に係るものに限る。）については、その期限が平成28年4月14日から平成28年12月15日までの間に到来するものについて、平成28年12月16日とする。

都道府県名	地域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町